

本会の概要及び事業進捗状況について

全国市町村情報管理主管課長会の概要について

1 設立の趣旨

近年の情報通信技術の進歩により、社会全体がネットワーク社会へと進んでおり、市町村においても電子自治体の実現へ向けた取り組みを推進している。

このような状況を踏まえ、インターネット等の情報通信技術を活用した全国市町村の情報交流の場を設け、市町村相互の連携を深めつつ、諸般の課題解決を図ることを目的とした全国市町村情報管理主管課長会（以下、「本会」という。）を設立した。

2 本会の会員

（財）地方自治情報センター（以下、「センター」という。）の正会員である地方自治法第1条の3第2項の市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市は除く。）の情報管理主管課長が会員である。

3 設立までの経過（別紙1）

（1）設立準備委員会

設立準備委員会の設置

市、町村から選出されているセンターの評議員（10名）において構成される設立準備委員会委員会を設置

設立総会案件の検討・決定

設立準備委員会（2回：6月、10月）を開催し、設立総会案件（会則、細則、運営方法、役員）について協議・検討し、決定

（2）設立総会

開催日時：平成14年10月18日（金）10：30～12：00

開催場所：東京・池袋サンシャインシティ サンシャイン60

各都道府県から選出された2団体及び設立準備委員会のメンバー（95名）により、設立総会を開催し、設立準備委員会で決定した設立総会案件を提案し、設立総会の総意により決定

4 本会の役員（平成14年10月18日設立総会時）（敬称略）

（会長）横須賀市企画調整部副部長・情報政策課長 廣川 聡美

（副会長）島根県旭町総務課長 岩倉 初喜

富山市企画管理部情報統計課長 濱谷 交紀

岸和田市企画調整部情報政策課長 北田 義和

鳥取市企画部次長兼情報政策課長 浜辺 正篤

徳島市総務部情報推進課長 片山 隆信

那覇市総務部電子計算課長 普天間光男

茨城県関城町企画課長 大吉 孝

岐阜県垂井町総務課長 山田 利夫

佐賀県北方町企画課長 福地 純一

5 本会の活動内容

- (1) センターのインターネット・ホームページ上に本会専用コーナーを設け、情報提供、調査、情報交換を実施する。
- (2) 講演会等を実施する。

6 本会の運営

本会会則・細則（別紙2）に基づき、本会役員及び事務局により運営を行う。なお、運営に関する事項については、年2回程度開催する役員会で決定する。

7 運用方法

(1) ホームページ上に本会専用コーナー設置

センターのインターネット・ホームページ上に本会専用コーナーを開設。本会専用コーナーは、IDとパスワードが必要となる認証システムである。

(2) 会員IDの発行

会員IDはインターネット・センターホームページ上にある「LASDEC 正会員コーナー」と同一の会員IDである。

(3) 会員IDの付与・削除

本会の会員はセンターの会員と同一であるため、センターの会員資格の取得及び喪失の際は事務局（センター）が会員IDの付与及び削除を行う。

(4) 専用コーナーの情報の更新及び内容変更

情報の更新や内容の変更については、事務局（センター）が行う。ただし、更新及び変更に当たり重要と思われる事項については、事務局が会長に諮り、会長が必要と認める場合は、役員会議を開催し決定する。またその際、役員会議が必要と認める場合は総会を開催し決定する。

8 運営等にかかる費用

センターからの補助金をもって運営することとし、各市町村の財政的な負担はないものとする。ただし、インターネット等において情報交換を行う際の電気通信サービス、接続機器等に要する費用は各市町村団体の負担とする。

事業進捗状況について

1 役員会議

(1) 新旧役員会

日 時

平成15年10月15日(水) 16:00~17:00

場 所

東京・ダイヤモンドホテル

出席者

新旧役員14団体14名、事務局

議 題

本会の概要及び事業進捗状況、新役員(会長・副会長)の選出

(2) 役員会開催状況

開催状況

昨年度1回(平成15年2月)

今年度3回(平成15年6月、10月、平成16年2月(予定))

役員会申し合わせ事項(別紙3参照)

役員改選について、役員任期(会長・副会長の任期)について

2 会員状況(平成15年10月1日現在)

1,953団体(市616、町1,113、村224)

3 活動状況

(1) 本会会員への案内

メールマガジン登録依頼

平成15年6月5日付全国市町村情報管理主管課長会長名にて、メールマガジン登録依頼文書を郵送で本会会員へ送付

新役員就任及び情報交換・照会コーナー開始

平成15年10月末を目途に全国市町村情報管理主管課長会長名にて、新役員の就任のお知らせ及び情報交換・照会コーナー開始のお知らせを郵送で本会会員へ送付予定(メールマガジンにおいても配信予定)

(2) 本会専用コーナーでの活動(別添資料2参照)

総会コーナー

ア 設立総会結果報告

「全国市町村情報管理主管課長会設立」と題し、設立総会開催について掲載

イ 役員会議報告

平成15年2月5日開催の役員会議の報告

平成15年6月12日開催の役員会議の報告(本日の役員会議の報告も実施)

ウ 遠隔会議による総会

本会の運営についての重要な事項及び会則の改正等については、遠隔会議による総会（投票方式）を開催することになっており（会則第11条第2項）、現在活動を開始できる状況となっているが未実施。

調査コーナー

投票方式による簡易な調査を昨年度、2回実施し、平成15年6月からはメールマガジンの開始とともに1か月1～2回実施している。

（調査内容）

- ・市町村合併に伴うシステム統合（システム統合方式、業者選定等）
- ・インターネット関係（ホームページ作成状況、ホームページの外国語・携帯電話対応、メールマガジンの発行等）
- ・セキュリティ関係（パソコンのデータ消去方法、ウィルス対策、ソフトウェアのパッチ適用作業、端末の認証方法等）
- ・パソコン関係（ソフトウェアの導入状況、フリーウェアの利用状況、パソコンのトラブル対応等）
- ・教育関係（e-ラーニングの状況、市民への情報教育等）

情報提供コーナー

ア 国、地方公共団体の情報化施策

市町村の情報化に関連する国及び地方公共団体の情報化施策や情報化に関する調査結果等について随時紹介する。

イ メーカー情報

市町村向けに行政情報システム等を提供している情報関係企業（地方自治情報センターの賛助会員）の地方公共団体関連ページ及びシステム別・カテゴリー別に分けたリンク集である（登録件数：45社）。

ウ 地方自治情報センターからのお知らせ

当センター発行の「月刊LASDEC」の掲載内容（現在：14年4月号～15年10月号）

課長会名簿

会員情報（部門変更等）を会員からの指摘により随時更新中。

課長会会則・細則

メールマガジン

本会専用コーナーの充実及び多くの本会会員のアクセスを促進するため、本会の新着・更新情報等のお知らせを6月18日からメールマガジンで配信している。現在第7号まで発行し、登録者数は約800アドレスである。

(主な配信内容)

- ・ 随時調査の内容紹介や調査結果
- ・ 地方自治情報センターが発行している「月刊 LASDEC」の内容
- ・ 新コーナー開設のお知らせ
- ・ 国や地方公共団体の情報化施策の掲載情報
- ・ メーカーが提供している市町村向け行政情報システムの掲載情報
- ・ その他専用コーナー内での活動状況等

情報交換・照会コーナー

ア 電子会議室(平成15年10月末から開始予定)

市町村の情報化等について会員相互が広くオープンに情報交換を行うコーナーである。

本会会員は、記事の新規投稿や投稿されている記事に対する返信投稿、全記事の閲覧、フリーワード検索、投稿記事削除が行える。また、記事投稿時に投稿者により記名/無記名/ハンドルネームでの投稿ができるものである。なお、利用に当たっては、利用規約(別紙4)を同意の上、利用することとなる。

イ メーリングリスト(平成15年11月中旬から開始予定)

本会会員が市町村の情報化等についてグループ内のクローズな世界で情報交換を行うコーナーである。

本会会員はメーリングリストを開設及び開設中のメーリングリストに参加することができる。メーリングリストを開設した会員には、当該メーリングリストの主務者としてメーリングリスト参加者の登録・更新・削除等の管理を行い、主務者の管理は事務局が行う。

なお、利用に当たっては、利用規約(別紙5)を同意の上、利用することとなる。

(3) 本会専用コーナーのアクセス数

4月総計 4,163件

5月総計 5,217件

6月総計 14,704件

7月総計 11,251件

8月総計 5,061件

9月総計 8,469件

設立までの経過

- | | |
|--------------|---|
| 平成13年11月～12月 | ・既存課長会（全国都道府県情報管理主管課長会、指定都市情報管理事務主管者会議、特別区電子計算主管課長会、全国広域市町村圏情報管理連絡協議会、関東中核都市行政情報システム研究協議会、近畿都市行政情報システム研究協議会）の会長等の役員にヒアリング実施 |
| 平成14年2月 | ・全国都道府県情報管理主管課長会幹事会（2/12）において設立趣旨説明
・特別区電子計算主管課長会（2/14）において設立趣旨説明
・市、町村及び一部事務組合等から選出されている評議員に設立趣旨説明(2/21) |
| 平成14年4月～5月 | ・設立準備委員候補（市、町村から選出されている評議員）に委員依頼 |
| 平成14年5月 | ・全国都道府県情報管理主管課長会（5/15.16）において設立趣旨説明
・指定都市情報管理事務主管者会議（5/23）において設立趣旨説明 |
| 平成14年6月25日 | ・設立準備委員会（第1回）開催（会則、細則、運営方法、役員等検討） |
| 平成14年6月28日 | ・正会員の市町村に本会設立趣旨等の文書送付 |
| 平成14年7月 | ・近畿都市行政情報システム研究協議会（7月）において設立趣旨説明
・全国広域市町村圏情報管理連絡協議会（7/10）において設立趣旨説明 |
| 平成14年8月～9月 | ・各都道府県選出の2団体に設立総会出席依頼 |
| 平成14年8月～10月 | ・設立総会開催準備 |
| 平成14年10月3日 | ・設立準備委員会（第2回）開催（設立総会提出案件の決定） |
| 平成14年10月18日 | ・設立総会開催（設立総会案件の決定「会則、細則、運営方法、役員」） |
| 平成14年11月初旬 | ・専用コーナー開設 |

全国市町村情報管理主管課長会 会則

(名 称)

第1条 この会は、全国市町村情報管理主管課長会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、全国の市町村相互の密接な連携を図り、市町村の情報化推進に関する諸課題について相互研究することにより市町村間の情報化格差の是正や市町村の情報化促進及び本会の効率的な運営をすることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 情報管理組織の運営等に関する情報の交換及び調査研究
- 二 行政情報化、地域情報化に関する調査研究
- 三 情報化関連資料の提供及び配布
- 四 講演会等の開催
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会は、（財）地方自治情報センター（以下、「センター」という。）の正会員である地方自治法第1条の3第2項の市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市を除く。）の情報管理主管課長を会員とする。

(会員の責務)

第5条 本会の会員は、本会会則第2条及び第3条の規定に基づき、会員相互に協力することとする。

(会員資格の喪失)

第6条 本会の会員は、本会会則第4条の資格を喪失した時点で会員資格を喪失する。

(役 員)

第7条 本会に役員として会長、副会長及び幹事若干名を置く。

- 2 会長、副会長は幹事のうちから選出する。会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を代理する。
- 3 幹事は、センターの評議員のうち、市、町村から選出されている評議員を充てることとし、本会の企画運営にあたる。
- 4 役員任期は、センター評議員の任期に準ずる。
- 5 役員は、任期満了においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとし、後任の役員任期は前任者の残りの期間とする。

(会 議)

第8条 会議は、次のとおりとする。

- 一 役員会議
- 二 会員相互の情報交換会議（以下「情報交換会議」という。）
- 三 総会

(会議形式)

第9条 会議形式は、一同に会する会議（以下「集合会議」という。）と衛星通信やインターネット

等を利用する会議（以下「遠隔会議」という。）とする。

（事務局）

第10条 本会の事務局は、地方自治情報センター内に置く。

（雑則）

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営管理に必要な事項は、別に定める。

2 第11条第1項以外の事項については、役員会議で決定し、会員に報告する。ただし、本会の運営についての重要な事項及び本会則の改正については、総会で決定する。

（付則）

この会則は、平成14年10月18日から適用する。

全国市町村情報管理主管課長会 細則

（目的）

第1条 この細則は、全国市町村情報管理主管課長会（以下「本会」という。）会則第11条第1項の規定に基づき、本会の円滑な運営管理に必要な事項を定めることを目的とする。

（役員会議の開催）

第2条 役員会議の議長は、会長とする。

2 役員会議は、定例会を年2回開催する。

3 議長は、必要がある場合に臨時役員会議を開催することができる。

4 役員会議は、役員3分の2以上の出席により成立する。

5 役員会議の定例会は、一同に会する会議（以下「集合会議」という。）とする。

6 臨時役員会議は、集合会議または衛星通信やインターネット等を利用する会議（以下「遠隔会議」という。）のいずれかにより開催する。

7 役員会議に出席できない役員は、各号に掲げる方法のいずれかにより、出席とみなす。

一 議長に議決を委任した委任状の提出

二 役員委任を受けた代理者の出席

8 役員会議の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員相互の情報交換会議の開催）

第3条 会員相互の情報交換会議（以下、「情報交換会議」という。）は、随時開催することができる。

2 情報交換会議は、遠隔会議で開催する。

（総会の開催）

第4条 総会の議長は、会長とする。

2 総会は、必要がある場合に役員会議の決定により開催することができる。

3 総会は、遠隔会議で開催する。

4 総会の議事は、遠隔会議の有効回答数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の役割）

第5条 本会の会議の役割は、次のとおりとする。

- 一 役員会議は、事業計画の立案、会員からの要望やその他本会の運営に関連する事項の協議・決定等を行う。
- 二 情報交換会議は、市町村の情報化推進に関する諸課題について相互研究を行う。
- 三 総会は本会の運営に関連する重要な事項及び本会則の改正について決定を行う。

(遠隔会議)

第 6 条 遠隔会議は、センターホームページ上に本会の専用コーナーを開設し、開催する。

- 2 会員には、遠隔会議に必要となる会員 I D を発行する。

(有識者の協力)

第 7 条 遠隔会議を円滑に運営するため有識者及び国、地方公共団体の実務経験者への協力要請を行う。

- 2 遠隔会議に有識者の協力が必要となる場合は、役員会議の決定により有識者に対し会員 I D を発行する。

(講演会等の実施)

第 8 条 講演会等は、会員から要望がある場合には役員会議の決定により開催する。

(運営費用)

第 9 条 本会の運営費用は、センターからの補助金をもってあてる。ただし、遠隔会議に必要な電気通信サービス、接続機器等に要する費用は、会員団体の負担によるものとする。

(役員の旅費)

第 10 条 集合会議による役員会議及び臨時役員会議を開催する場合、役員の旅費はセンターの旅費規程に準じて本会が負担する。

(事務局所掌事務)

第 11 条 事務局は、おおむね次の事務を分掌する。

- 一 諸会議の開催に関すること
- 二 会員との連絡・調整・照会に関すること
- 三 調査の実施・資料提供に関すること
- 四 会員 I D の発行等に関すること
- 五 その他

(他の情報管理主管課長会等との連携)

第 12 条 本会は、必要がある場合には次の情報管理主管課長会等と相互了解のもと資料の提供などの連携を図るものとする。

- 一 全国都道府県情報管理主管課長会
- 二 指定都市情報管理事務主管者会議
- 三 特別区電子計算主管課長会
- 四 全国広域市町村圏情報管理連絡協議会
- 五 近畿都市行政情報システム協議会

(雑 則)

第 13 条 本細則の定めによるほか、必要な事項は役員会議で定める。なお、本細則の改正については、役員会議で決定する。

(付 則)

この細則は、平成 14 年 10 月 18 日から適用する。

役員会申し合わせ事項

1 平成14年度役員会（平成15年2月5日開催）

（役員改選について）

平成14年10月18日に開催された設立総会において選出された本会役員については、会則第7条第3項において「地方自治情報センターの評議員のうち、市、町村から選出されている評議員を充てる」と規定されており、さらに会則第7条第4項において「役員の任期は地方自治情報センター評議員の任期に準ずる」と規定されている。

地方自治情報センター評議員の任期は2年となっており、任期切れは市が平成15年7月31日、町村が平成15年9月9日となっており、任期が異なっている。

については、本会会則第7条第5項において「役員は、任期満了においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとし、後任の役員の任期は前任者の残りの期間とする」に沿って、新役員が決定するまでの間を現在の役員がその職務を行うこととする。さらにより円滑な運営・引き継ぎを行う目的から新旧役員会を10月上旬に開催し、その開催日まで現在の役員の任期とし、開催日以降に新役員の任期とする。

なお、以降の役員改選においても同様とする。

2 平成15年度役員会（平成15年6月12日開催）

（役員の任期（会長・副会長の任期）について）

会長・副会長の任期は、役員の任期に準ずる。なお、会長・副会長の任期途中において、当該情報管理主管課長が交替した場合は、後任課長がその任にあたるものとする。

全国市町村情報管理主管課長会 電子会議室 利用規約

1 設置目的

電子会議室は、全国市町村情報管理主管課長会（以下「本会」という。）において市町村の情報化の推進等について本会会員相互が広く活発に情報交換するために設置するものである。

2 利用者

本会会員団体の職員とする。

ただし、本会事務局【地方自治情報センター】（以下、「事務局」という。）及び本会細則第7条第2項で認められた有識者も利用できるものとする。

3 利用者の責任

利用者は、電子会議室内でなされた自らの行為やその結果について責任を負うものとする。

なお、以下の項目に抵触すると事務局が判断した投稿情報や投稿者以外の利用者から苦情等を受けた場合は事務局の判断により投稿者へ連絡することなく削除するものとする。

- ・他の会員又は第三者の通信の秘密又はプライバシーを侵害するもの
- ・他の会員又は第三者を誹謗中傷及び差別するもの
- ・他の会員又は第三者の権利利益を侵害するもの
- ・偽造、虚構又は詐欺的なもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・営利を目的としたもの
- ・有害プログラムを含んだもの
- ・法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- ・選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似するもの
- ・その他、電子会議室の設置目的に反するもの

4 電子会議室の運営

電子会議室の運営は事務局が行うものとする。

事務局の運営時間は平日の9：30～17：30とし、運営時間外に利用者からの指摘や利用規約に反する投稿があった場合は、次の運営日の時間内に対応するものとする。

なお、メンテナンス等により一時停止又は中断することができるものとし、この場合の会員への通知は、予め予定できる場合については、ホームページ上に掲載するものとする。

5 運営費用

電子会議室の運営費用は、地方自治情報センターからの補助金をもってあてる。ただし、電子会議室を利用するに当たって必要な電気通信サービス、接続機器等に要する費用は、会員団体の負担によるものとする。

6 その他

事務局は原則、利用規約に反する投稿以外の削除は行わないこととする。

ただし、投稿内容がすでに役目を終了している場合や長期間、投稿に対する返信がないものについては事務局の判断により投稿者へ連絡することなく削除できるものとする。

全国市町村情報管理主管課長会 メーリングリスト 利用規約

1 設置目的

メーリングリスト（以下、「ML」という。）は、全国市町村情報管理主管課長会（以下「本会」という。）において市町村の情報化の推進等についてグループ内限定で情報交換するために設置するものである。

2 利用者

本会会員団体の職員とする。

ただし、本会事務局【地方自治情報センター】（以下、「事務局」という。）及び本会細則第7条第2項で認められた有識者も利用できるものとする。

3 利用者の責任

本MLを利用するすべての者は、各ML内でなされた自らの行為やその結果について責任を負うものとする。

また、以下の項目に抵触する情報のやり取りを行わないことを遵守するものとする。

- ・他の会員又は第三者の通信の秘密又はプライバシーを侵害するもの
- ・他の会員又は第三者を誹謗中傷及び差別するもの
- ・他の会員又は第三者の権利利益を侵害するもの
- ・偽造、虚構又は詐欺的なもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・営利を目的としたもの
- ・有害プログラムを含んだもの
- ・法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- ・選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似するもの
- ・その他、MLの設置目的に反するもの

4 運営費用

MLの運営費用は地方自治情報センターからの補助金をもってあてる。ただし、MLを利用するに当たって必要な電気通信サービス、接続機器等に要する費用は、会員団体の負担によるものとする。

5 ML主務者

ML主務者（以下、「主務者」という。）とは本会のMLサービスを利用して自らが主宰するMLを開設する管理者のことをいう。なお、主務者の登録・変更や主務者用のID・パスワード発行等に関する主務者の管理は事務局が行うものとする。

(1) 主務者の登録

ML開設を希望する利用者は本会専用コーナー内のメーリングリストコーナー「メーリングリスト開設申請」から登録手続に従って利用を申し込むものとする。

事務局が開設申請者を「主務者」として登録処理した時点をもって、開設申請者を主務者とするものとする。

主務者には開設したMLの運営、参加者の登録及び管理（以下、「MLの管理等」という。）等が行える主務者用のID・パスワードを事務局より通知するものとする。

(2) 主務者の変更

主務者が申請時に登録した情報の変更や主務者自体を変更する場合は、速やかに事務局に電子メールにて通知するものとする。

主務者自体を変更する場合は、事務局が主務者変更を行うとともに新しい主務者に対し主務者用の

ID・パスワードを事務局より通知するものとする。

(3) 主務者資格の喪失

主務者が本会会則第6条により本会会員の資格を喪失した時点で主務者の資格も喪失するものとする。事務局は主務者の資格喪失時点でその主務者及び当該MLの参加者に対し主務者不在の旨を電子メールにて通知するものとする。

(4) 主務者の責任

主務者は、MLの管理等に関する責任を負うものとし、MLの管理等に伴って発生した参加者間または第三者間の紛争は、主務者の責任で解決するものとする。また、主務者に付与されたID・パスワードについて、自らの責任において管理するものとし、第三者の不正使用を知った場合、直ちに事務局に通知するものとし、パスワードの変更等の適切な措置をとるものとする。

6 ML

(1) MLへの参加

MLへの参加を希望する利用者は本会専用コーナー内のメーリングリストコーナーから参加手続きに従って主務者に対して参加を申し込むものとする。

(2) MLの開設期間

開設期間はML開始年度内とする。ただし、主務者の申請により、さらに1年度延長できるものとする。

事務局はMLの開設期間終了日の30日前に主務者に対し、ML有効期限の通知を電子メールにて通知するものとする。

事務局はML有効期限までに主務者よりML期間の延長の申請がない場合は、MLを終了するものとする。

(3) 主務者不在のML

MLの開設中に5の(3)等により主務者が不在になったMLについては、主務者不在になった時点から30日以内に当該MLの参加者内より新しい主務者を立てることとする。

30日以内に新しい主務者がでない場合は、事務局が当該MLを終了するものとする。

主務者不在から30日以内に新たな参加者の登録や変更等はできないものとし、その間の当該MLに関する参加者間または第三者間の紛争は、参加者内で解決するものとする。

(4) 本会コーナーへのML情報の開示

MLの運営時において次の情報を参加しようとする利用者に対して本会専用コーナーや本会メールマガジンに開示するものとする。

MLの名称

MLの概要

主務者の団体名・所属・氏名

ML開設期間

(5) MLの一時停止、中断等

事務局はメンテナンス等によりMLを一時停止又は中断することができるものとし、この場合の利用者への通知は、予め予定できる場合については、ホームページ上に掲載するものとする。

(6) MLの終了等

主務者はML参加者の同意を得てMLの開設期間内であっても事務局に申請の上、MLを終了することができるものとする。

事務局は主務者（主務者不在の場合はML参加者）に対する一定の予告期間をもってMLを終了することができるものとする。

事務局はMLの終了後、主務者が開設したMLに関する一切の情報を削除することができ、何らのデータ保管義務を負わないものとする。

平成15年度事業進捗一覧表

		平成15年度												備 考			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	16年 1月	2月	3月				
1	総会																
2	役員会議			12日					15日					上旬		新旧役員会	
3	専用ページでの活動															・機能は構築済み。ただし役員会の決定により活動開始 ・設立総会結果報告 ・役員会議報告 平成16年度開始予定 ・随時更新 ・随時更新 平成16年度開始予定 ・随時更新 平成15年10月下旬開始 平成15年11月中旬開始 ・平成15年6月から開始 ・随時更新 ・随時募集 地方自治情報センター教育研修部提供	
	構築対象																
	認証機能	済	実 施 中														
	専用ページの暗号化（SSL）	済	実 施 中														
	(1)総会コーナー																
	総会の開催	済	開 始 可 能														
	総会結果報告	-	活 動 中														
	役員会議報告	-	活 動 中														
	(2)情報提供コーナー																
	国、地方公共団体の情報化施策	-	活 動 中														
	各団体の調査情報																
	メーカー情報	-	活 動 中														
	地方自治情報センターからのお知らせ	-	活 動 中														
	(3)調査コーナー																
	定期調査																
	随時調査	済	活 動 中														
(4)情報交換・照会コーナー																	
情報交換・照会	済																
メーリングリスト	済																
(5)メールマガジン	済																
(6)その他																	
課長会名簿作成	-	活 動 中															
会則	-	活 動 中															
コーナー充実のための意見募集	-	活 動 中															
e-ラーニング学習システム																	
4	講演会															会員からの要望により実施	

(参考)